

令和8年度ドイツ旅行会社向けプロモーション委託業務 業 務 仕 様 書

1 業務の目的

2025年の訪日旅行者数は約4,268万人と過去最高を記録しており、今後も引き続き増加傾向が続いていくと考えられる。その中でも、ドイツ市場からの本県延べ宿泊者数は約8,000人と欧州市場の中で最も多く、みえインバウンド誘客計画でも重点市場と位置付けている。

本事業では、ドイツ市場を対象として現地旅行会社プロモーションを実施し、商品造成を促進することで、三重県への誘客につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務内容

本県を含む旅行商品造成に意欲的なドイツ市場に強みを持つ現地旅行会社等を招請するファムトリップを企画し、本県の地域資源を含む旅行商品の造成・販売・催行を働きかけること。

ア 被招請者の選定

- 被招請者は本県を含む旅行商品造成に意欲的なドイツ市場に強みを持つ現地旅行会社等から最低3社3名を選定すること。
- 招請は旅行商品を企画・造成できる責任者等を対象とすること。

イ ファムトリップ企画

- アの被招請者のドイツ国内と本県近隣空港の往復の来県手段を手配し、三重県内を3泊4日程度で周遊するファムトリップを企画すること。
- 被招請者の顧客層に訴求できると考えられる地域資源を可能な限り含めるとともに、三重県内での周遊、長期滞在を促すことができるよう、特定の地域に偏らないような行程を提案すること。なお、本県近隣空港と本県間の移動や、本県内のファムトリップで必要となる費用（宿泊費、飲食費、体験コンテンツ費、通訳案内士、専用車等）は本県の負担とする。ただし、前記費用の見込みは1,500,000円以内におさめること。
- ファムトリップの実施時期については招請者と調整をし、旅行商品の企画・造成に効果的な時期に実施すること。

ウ アンケート等の実施

- ファムトリップ中、受託者は被招請者から適宜意見を聴取するとともに、ファムトリップ実施後に被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招請者の意見・感想等を取りまとめて日本語に翻訳し三重県に提出すること。

※アンケート項目・内容は事前に三重県と協議して最終決定するものとする。

エ 旅行商品の造成に向けた働きかけ

- 本県を含む旅行商品の造成に向けて、招請した旅行会社等に対してファム実施後も継続したアフターフォローを行うこと。

4 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書（印刷物）を2部提出すること。報告書（印刷物）とは別に、報告書及び制作した資料等の電子データも提出すること。

（1）報告書記載事項

ア 上記「3 業務内容」の実施内容・成果

イ その他、監督職員が指示したもの

（2）納品期限 令和9年3月19日（金）

（3）提出先 三重県観光部海外誘客課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 その他

（1）業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

また、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

なお、三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。

（2）業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとする。

（3）再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

（4）資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

（5）契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いは、契約条項の定めるところによる。なお、支払先は日本国内の銀行等の口座に限る。

(6) 障がい理由とする差別の解消と推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(7) 遵守すべき法令等

ア 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受注者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(8) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

（ウ）発注所属に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

ウ 契約締結権者は、受注者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 担当 山川、赤塚

電話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp